

ワーキンググループの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市スマートシティ推進本部設置要綱第6条に基づき設置するワーキンググループについて、必要な事項を定める。

(設置の要件)

第2条 富山市スマートシティ推進本部（以下「推進本部」という。）は、次の各号に該当する場合はワーキンググループを設置することができる。

- (1) 富山市スマートシティ推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の共創会員から、市のワンストップ窓口へ複数所属に関係する事業提案があった場合
- (2) 推進本部の本部長が、市の複数の所属に関係するスマートシティ政策に関する調査が必要であると認める場合
- (3) その他推進本部が必要であると認める場合

(設置)

第3条 推進本部は、前条第1号に基づく提案があった場合、次の各号に基づきワーキンググループの設置の可否を決定する。

- (1) 富山市版スマートシティの実現に資する提案であること
- (2) 想定される事業費に対し、事業効果が高い提案であること
- (3) 複数所属の所掌事務に関係する提案であること

2 前条第1号に基づくワーキンググループの設置を決定した場合、原則として、事業を提案した共創会員をリーダーに指名する。

(構成員等の区分)

第4条 構成員等の区分は次のとおりとする。

- (1) リーダー 事業を提案した共創会員又は市の関係所属
- (2) メンバー リーダーが選定した共創会員及びスタートアップ会員又は市の関係所属

2 ワーキンググループの円滑な運営のため、市の関係所属が認めた場合、リーダーは構成員以外にプラットフォームの会員からオブザーバーを指名し、招集することができる。

(構成員等の役割)

第5条 リーダーの役割は、次のとおりとする。

- (1) リーダーは、富山市スマートシティ推進ビジョンを深く理解し、市民の困りごとや地域課題を解決するスマートシティ事業の創出に努める。
- (2) リーダーは、ワーキンググループの事務を取りまとめる。

(3) リーダーは、ワーキンググループのメンバーの選定を行い、オブザーバーを指名することができる。ただし、メンバーのうち市の関係所属については、事務局の助言の下で選定する。

(4) リーダーは、他の会員や市の関係所属と共創し、ワーキンググループの円滑な運営に努める。

2 メンバーは、ワーキンググループの活動に積極的に参画し、事業計画書や報告書の作成に協力する。

3 オブザーバーは、リーダーの要請に応じ、ワーキンググループの活動に協力する。
(活動)

第6条 ワーキンググループの活動に関する事項については、次のとおりとする。

(1) リーダーは、ワーキンググループの活動を開始する前に活動方針を決定し、活動の内容について記載した活動計画書を事務局に提出する。

(2) ワーキンググループの活動期間は、概ね6箇月以内とする。ただし、推進本部が認める場合はその限りでない。

(3) 構成員からメンバーの変更の申し出があった場合は、リーダーはメンバーを変更することができる。

(4) リーダーからリーダーの交代の申し出があった場合は、ワーキンググループに参加している他の共創会員又は市の関係所属をリーダーとする。

(5) 活動に伴い費用が発生した場合は、それぞれの構成員が負担する。

(6) その他活動に関して疑義が生じた場合は、事務局とリーダーが協議の上、決定する。

(成果の報告及び発表)

第7条 リーダーは、次の各号に該当する場合には、事務局にワーキンググループの活動の概要について記載した報告書を提出し、第1号の場合には、加えて事業化に向けた事業内容などを記載した事業計画書を提出する。

(1) ワーキンググループの活動を終了した場合

(2) ワーキンググループの活動を中断（次条に基づく解散を含む。）した場合

(3) 前2号のほか、事務局が中間報告を求める場合

2 リーダーは、報告書について事務局が指定する交流会などにおいて発表する。

(リーダーの除名)

第8条 リーダーが第5条第1項各号の役割を果たせないと推進本部が認めた場合は、推進本部はリーダーである会員をワーキンググループから除名することができる。

2 前項によりリーダーである会員を除名した場合は、推進本部がワーキンググループに参加している他の共創会員又は市の関係所属をリーダーに指名する。

(情報の適正な管理)

第9条 ワーキンググループの活動内容や、活動に関連して取得した情報については、第7条第1項各号に基づき事務局へ提出する報告書を除き、第三者への開示は原則として禁止する。

2 ワーキンググループの構成員等から希望があった場合には、ワーキンググループの活動内容や活動に関連して取得する情報等について、市及び各構成員は秘密保持契約を交わすことができる。

3 前項の規定は、ワーキンググループの活動を終了した後も、継続して当該ワーキンググループの参加者であった者に対して効力を有する。

(情報公開)

第10条 ワーキンググループの活動内容等については、第7条第1項各号に基づき事務局へ提出する報告書を除き、原則として公表は行わない。ただし、富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30条）に基づき公開の請求があった場合には、同条例第7条各号に定める非公開情報を除き、原則として公開の対象となる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。